誰もが住みやすい街 なごやへ

犯罪被害者等支援事業を知っていますか？

昨年の市内での刑法犯認知件数は16,570件。交通事故(交通犯罪)の人身事故件数は7,959件に上ります。誰もが犯罪の被害者になる可能性があるのです。本市では、条例に基づき、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発など犯罪被害に遭った方を対象とした支援を行っています。

TAV交通死被害者の会会員 阪口（さかぐち） 玲香（れいか）さん

平成14年(2002年)夏、東名阪高速道路鈴鹿インター付近で渋滞中の最後尾に大型トレーラーが時速約100㎞のまま追突、炎上。運転手の過労による居眠り運転で、母・弟・長男が焼死、いとこが重傷を負った。

被害者の支えになるのは…

事故直後は、周りから「事故だから仕方ない。私も居眠り運転してしまうことあるし。」とか、「泣いてどうする、お前がしっかりしなくては。」など言われると、つらく、反応に困りました。言った側は何気ない気持ちでも、言われた側には深く突き刺さり、ずっと忘れることはありません。何も言わず一緒に泣いてくれたり、多めに作ったからと夕飯などを届けてくれたりしたことはありがたかったです。寄り添ってくれている、一人ではないと感じました。

※阪口さんのコメント全文は市公式noteでご覧いただけます→

■あなたや、あなたの大切な人が犯罪被害に遭った時ご相談ください。

犯罪被害者等総合支援窓口

☎ 972-3042

✉ a2582@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

電話で専任の相談員が対応します。

※犯罪捜査や当事者間の仲裁などに応じる窓口ではありませんのでご理解願います。

面接相談は事前予約制

日　時	月曜～金曜日の午前8:45～午後5:30(祝休日休み)
対　象	犯罪被害者や家族・遺族

交通事故は偶然に起きてしまった仕方のないことだという考えを捨てましょう。自分が突然被害者(その家族)になったらどう感じるかと想像してください。そっと寄り添い、困ったときの選択肢を紹介できたら、きっとその方の力になるはずです。

問合 スポーツ市民局人権施策推進室　☎ 972-2582　FAX 972-6453